

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成 17 年 7 月 13 日 制定
令和 7 年 4 月 25 日 最終改正

一般社団法人 神奈川県トラック協会

（目的）

第 1 条 この要綱は、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「神ト協」という。）の会員事業者がグリーン経営を推進する認証制度に対し新規取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という）をいう。

（助成対象）

第 3 条 助成の対象は、グリーン経営の認証を受けようとする神ト協の会員事業者とする。

- 2 助成対象単位は事業所毎ではなく、法人を 1 単位とする。
- 3 会費を滞納している事業者は助成対象としない。
- 4 登録業種については、トラック運送事業を助成対象とする。
- 5 令和 7 年度中に新規入会した事業者にあつては、入会日以降に認証取得したものを助成対象とする。

（助成対象期間及び受付期間等）

第 4 条 令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までに認証を受けたものを対象とする。但し、予算枠に達した場合は、その時点までとする。

- 2 申請書の受付期間は、令和 7 年 6 月 2 日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

（助成対象基準日）

第 5 条 助成対象基準日とは、登録証に記載された登録日とする。

（助成金）

第 6 条 助成金の交付額は、別表による。

（助成金の交付申請・請求）

第 7 条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」を神ト協へ提出するものとする。

- 2 神ト協は、前項の「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その内容に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の決定)

第8条 神ト協は、前条申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、その申請の内容が適合すると認めたときは「グリーン経営認証制度促進助成金交付決定通知書」を事業者に通知する。

(助成金交付)

第9条 神ト協は、前条の「グリーン経営認証制度促進助成金交付決定書」に基づき、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

(申請変更又は取り下げ)

第10条 交付申請後、申請内容の変更は原則認めない。又、取下げをするときは、事業者は、速やかに「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請取下書」を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(報告)

第11条 神ト協は、助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(助成金の返還)

第12条 神ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他神ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他の必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は別にこれを定める。

(附 則) 本要綱は平成25年4月1日より適用する。(一般社団法人への移行他)

(附 則) 本要綱は平成29年4月1日より適用する。(助成額の変更)

(附 則) 本要綱は2019年4月1日より適用する。

(附 則) 本要綱は令和 2年4月1日より適用する。

(附 則) 本要綱は令和 3年4月1日より適用する。

(附 則) 本要綱は令和 4年4月1日より適用する。

(附 則) 本要綱は令和 5年4月1日より適用する。

(附 則) 本要綱は令和 6年4月1日より適用する。

(附 則) 本要綱は令和 7年4月1日より適用する。

<別表>

グリーン経営認証制度促進助成金助成額

	助成額（単位＝円）
	神ト協
新規取得	対象経費の1／2以下 上限75,000円
更新取得	対象経費の1／3以下 上限50,000円

※対象経費とは、審査料、登録証発行料、定期審査料、登録維持料、指導・情報提供料等、審査に係る交通費等のことをいう。